

三木市記者発表資料 (令和2年8月25日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	商業労政係	0794-82-2000 (内線 2237)

タイトル																
「マイナポイント・みきマイナ利用ガイドブック」を発行 ～ 市民の皆様の疑問にお答えする完全ガイドブックを発行 ～																
内 容																
<p>9月から開始されるマイナポイントについて、「マイナンバーカードの作り方」から「マイナポイントの対象決済サービスと申込方法」、「みきマイナが利用できるお店」など、マイナポイントを一から始める方にも分かりやすい、完全ガイドブックを作成し、全戸配布します。</p>																
<p>1 配布日及び配布方法</p> <p>8月30日(日) 新聞折り込み</p> <p>9月1日(火) 広報みきの郵送家庭に、広報みきと併せて配布 市内公民館・各支援拠点(9月開設のマイナポイント総合支援拠点)に設置</p>																
<p>2 主な掲載内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>掲載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>マイナンバーカードの申請方法</td> <td>(次の方式について紹介) オンライン(推奨)、郵送、支援拠点利用、市役所または吉川支所来庁</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>マイナポイント申込方法</td> <td>・対象決済サービス ・申込に必要なもの(決済サービスID、セキュリティコード)の確認方法 ・スマホによる申請方法 ・市内にあるマイナポイント手続スポット</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>支援拠点の利用方法</td> <td>支援拠点の場所・開設日・持参物</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>みきマイナ利用可能店舗</td> <td>みきマイナの利用可能店舗(8/14現在)</td> </tr> </tbody> </table>			項目	掲載内容	(1)	マイナンバーカードの申請方法	(次の方式について紹介) オンライン(推奨)、郵送、支援拠点利用、市役所または吉川支所来庁	(2)	マイナポイント申込方法	・対象決済サービス ・申込に必要なもの(決済サービスID、セキュリティコード)の確認方法 ・スマホによる申請方法 ・市内にあるマイナポイント手続スポット	(3)	支援拠点の利用方法	支援拠点の場所・開設日・持参物	(4)	みきマイナ利用可能店舗	みきマイナの利用可能店舗(8/14現在)
	項目	掲載内容														
(1)	マイナンバーカードの申請方法	(次の方式について紹介) オンライン(推奨)、郵送、支援拠点利用、市役所または吉川支所来庁														
(2)	マイナポイント申込方法	・対象決済サービス ・申込に必要なもの(決済サービスID、セキュリティコード)の確認方法 ・スマホによる申請方法 ・市内にあるマイナポイント手続スポット														
(3)	支援拠点の利用方法	支援拠点の場所・開設日・持参物														
(4)	みきマイナ利用可能店舗	みきマイナの利用可能店舗(8/14現在)														
セールスポイント																
<p>9月に開設する「マイナポイント総合支援窓口」(分散拠点)と併せて市民の皆様に対し、マイナポイント・みきマイナ事業への総合的な参画支援を行います。</p> <p>本事業への機運が高まっていますが、総合的な利用方法についての周知が不足し、一般の方々の参画障壁となっています。</p> <p>三木市では、紙ベースのガイドブックを全戸配布し、また、総合支援窓口を複数開設することで、誰でも簡単に、本事業へ参画できる環境を作ります。</p> <p>これらの取り組みにより、「新しい生活様式」の強力な普及促進を図ります。</p>																